

表 面

第 号	年 月 日発行
官職氏名	
国の債権の管理等に関する法律 (昭和31年法律 第114号)第 9 条第 2 項の規定に基づく監査証票	
財務大臣 財務局長 又は福岡財務支局長	

裏 面

国の債権の管理等に関する法律 (抄) (管理事務の総括) 第 9 条 (第 1 項 略) 2 財務大臣は、債権の管理の適正を期するため必要があると認めるとき は、各省各庁の長に対し、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の内容及 び当該債権の管理に関する事務の状況に関する報告を求め、又は当該事 務について、当該職員をして実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を 経て、必要な措置を求めることができる。 この監査証票の有効期限は、発行の日の属する会計年度の終了する日ま でとする。

備 考

- 1 用紙は厚質青紙とし、寸法は日本産業規格 B 列 8 とする。
- 2 この監査証票は、財務本省所属の職員に係るものにあつては財務大臣
が、財務局所属の職員に係るものにあつては財務局長が、福岡財務支局所
属の職員に係るものにあつては福岡財務支局長が、それぞれ発行するもの
とする。